

(管財人広報メモ)

日本航空の更生計画案提出時期の変更について

平成22年5月25日

更生会社 株式会社日本航空
管 財 人 株式会社企業再生支援機構
職務執行者 濑 戸 英 雄
同 中 村 彰 利
管 財 人 片 山 英 二

日本航空の更生計画案につきまして、本日、会社更生法第184条第4項の規定に基づき、提出期間の伸長を東京地方裁判所に申し立て、裁判所より、その決定を受けましたので、お知らせいたします。

1. 伸長後の提出時期

平成22年8月31日まで

2. 更生計画案の提出期間を伸長する理由

路便及び機材の徹底した見直しと適正な組織規模の実現によるコスト削減策を追加的に実施して収益力を強化し、危機対応力を高めるとともに、利害関係人と調整を図り、より確実な更生計画案を策定するため。

3. 更生計画案提出伸長の再建への影響について

平成22年1月19日の会社更生手続開始決定以降、日本航空の確実な再建に向けて、安全運航を第一義としつつ、徹底した構造改革に取り組んでいるところです。具体的には、路線の最適化、アライアンス戦略、貨物事業の再編、機材・施設等の見直しによる固定費の削減、調達の見直し、経営管理体制、ITシステムの刷新、マーケティング・営業改革、子会社の整理統合、人員計画等の経営改革を着実に進めています。

更生計画案は、過去の債権（更生債権・更生担保権）の整理のため弁済額と弁済方法を定めることを内容とするものであって、その提出期間の伸長は、上記の改革を遅らせるものではなく、むしろ「2」に記載したとおり、再建の確実性をより高めるためのものです。

なお、現状の日本航空における資金繰りに特段の問題はなく、当面、追加的な資金投入の必要性も見込んでおりません。

以上